

作業仕様書

1. 作業全般

- (1) 請負事業の全般に係わる一般的な事項は、造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) 作業時は作業を周知する看板を常時設置するものとする。
- (3) 作業中は歩道入口等に立入禁止看板を設置し、必要に応じ誘導員を配置し、第三者の安全を確保するものとする。
- (4) 歩道沿い、公道、境界沿い等の伐倒では、チルホール等を使用し伐倒方向を確実にするものとする。
- (5) 君ヶ浜地区は国定公園第2種特別地域及び都市計画法に基づく風致地区に指定されていることから、作業に当たってはきめ細かく注意を払い景観にも配慮するものとする。また、ゴミ等は林内に残さず回収するものとする。
- (6) その他疑義が生じた場合は監督職員と協議のうえ実行すること。

2. 伐倒、枝払、玉切等

- (1) 被害木へ産卵、穿孔中の幼虫等を殺し、成虫の発生を防止し、松くい虫等のまん延を防止するために、被害木を伐倒、枝払い及び玉切をした上で、伐根を除く樹幹及び枝条の全てをくん蒸処理するものとする。
- (2) 伐倒方向は、樹形、隣接木の状況、地形及び風向き等を考えて最も安全な方法を選ぶこととする。
- (3) 伐採点は、地際とする。

3. クン蒸処理までの功定について

- (1) 枝払い
くん蒸シート被覆時にシートを損傷しないよう枝の基部から切断すること。
- (2) 玉切り
1mを基準として玉切りすること。
- (3) 集積
 - ① クン蒸作業対象木の集積方法は、最初に枝条を集積し、その上に丸太を積み重ねること。
また、枝条量が多い場合は枝条と丸太を交互に積み重ね、最上部が丸太となるよう集積すること。なお、集積場所が傾斜地の場合は集積前に谷側に杭を打ち安定させておくこと。
 - ② 集積した際に突き出た枝等がある場合はくん蒸シートを破損するおそれがあることから確実に切除しておくこと。
 - ③ 集積場所は歩道等の一般者の往来が予想される場所や沢付近等の薬剤流出の恐れるある場所を避けること。また、出来る限り薬剤が気化しやすい日当りの良い場所を選ぶこと。

4. クン蒸方法

- (1) 薬剤の使用にあたっては予め病害虫防除薬剤使用願を提出し発注者の承認を得ること。

また、薬剤等の材料が納入されたときは速やかに監督職員の確認検査を受けること。

- (2) くん蒸作業の実施にあたっては、予め集積物の周りにシート端を埋めておく溝を掘り、集積物をくん蒸シートで被覆したのちに集積物全体にまんべんなく薬剤を散布し、速やかにシート端を全て土中に埋めて密閉性が保たれるよう措置すること。
- (3) くん蒸シートの継ぎ足しは行わないものとするが、被覆時に破損が生じた場合には、耐久、耐候性のある粘着テープ等で直ちに補修すること。
- (4) 作業日は薬剤が気化しやすいように晴天で気温の高い日を選び、曇りや雨天・気温の低い日は避けること。
- (5) 事業箇所には薬剤名及び薬剤数量並びに処理年月日を表示した立て看板等を設置し、注意喚起をはかること。
- (6) 施工後のくん蒸時に7日間以上の密閉状態が保持されるように管理し、くん蒸シートの破損等の異常を発見した場合は速やかに補修すること。

5. 薬剤の取扱等

- (1) 薬剤散布中又は薬剤を稀釈する際は、林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- (2) 薬剤散布に使用した器具類を河川、用水路等で洗わないこと。
- (3) 使用済の薬剤の容器は、事業の完成が認められるまで確実に保管しておくこと。
- (4) 薬剤の使用上の注意事項及び関係法令を遵守すること。
- (5) 薬剤は、密栓して火気のない冷暗所で施錠のうえ保管すること。
- (6) 薬剤に火気を近づけないこと。
- (7) 運搬中に薬剤が漏れないよう容器は密栓しておくこと。
- (8) 搬入する薬剤は当日の使用可能量とし、残量が生じた場合は確実に持ち帰り所定の場所で保管しておくこと。
- (9) 薬剤を取り扱う際は保護メガネやマスク、ゴム手袋等の防護衣を確実に着用すること。
- (10) 作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。

6. 実行管理

- (1) 実行記録写真の整理
実行記録写真の撮影にあたっては、代表的な箇所について作業毎に作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。
- (2) 薬剤の管理
薬剤の使用にあたっては、当日の使用量等を薬剤散布記録簿に記録しておくこと。

7. 農薬使用計画書の提出

請負者は「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」に基づく「農薬使用計画書」を農林水産大臣あて薬剤の使用開始日までに提出するとともに、その写しを監督職員へ提出すること。

8. 安全管理

- (1) チェーンソーを用いて、作業を実施する場合には、厚生労働省において定めるチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日基発1207第3号、改正令和2年1月31日基発0131号。）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。また、作業着手前に「チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画」を作成し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、厚生労働省において定める「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」（平成6年7月18日基発461号の3、改正令和2年1月31日基発0131第4号。）を確実に守り、事業実行中の安全管理を徹底すること。
- (3) 作業中は危険回避のため関係者以外の立ち入りを禁止する措置を講ずること。